

パブリックコメントの結果

- 1 案件名 第六次荒尾市行政改革大綱
- 2 実施期間 令和8年1月20日～令和8年2月18日
- 3 実施結果 1人

※ご意見等につきましてはとりまとめの便宜上、適宜要約させていただいております。

		意見の内容(要約)	意見に対する市の考え方
1	全般	<p>行政経営では、民間の経営理念や手法(NPM:ニュー・パブリック・マネジメント)を取り入れ、限られた資源を有効活用し、市民サービスの価値最大化を目指す視点が叫ばれてきた。コスト削減、業務効率化、成果重視(PDCA サイクル)の視点で、持続可能な行政サービスの提供と地域社会の発展を実現するという理念は、今回のような計画策定にも要請されている。自治体が地方自治の再建を図っていくには、行政経営・政策経営を浸透させ、体質・発想・システムを変革させなければならない。財源主義・支出主義から脱皮し、効果・成果主義への変革を追求すべきである。</p>	<p>本市におきましても、人口減少や社会情勢の変化に伴い財政状況が厳しさを増す中で、持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、従来の「予算消化型」や「前例踏襲」の運営から脱却し、民間企業の経営感覚(NPM)を取り入れた「行政経営」の視点を持つことが不可欠であると深く認識しております。</p> <p>ご指摘いただきました費用対効果に基づく成果重視の行政運営に取り組むために、本大綱に基づき、PDCAサイクルの徹底を図りながら、組織体制の最適化と職員の意識改革・人材育成を強力に推進してまいります。⇒P.5、P.9、P.11を参照</p>

2	全体	<p>計画の記載内容的には、より良い考え、求められる姿勢ともども評価できるが、やはり実践力とそのための意識高揚が必要である。計画策定が目的ではなく、実践しなければならぬ。具体性のある手法の確立とともに、実践力を求める。</p>	<p>現状分析や目標設定の計画策定で終わるのではなく、具体的に持続可能な行政運営に結びつくことが重要であり、成果を生み出すための「実現性」と「有効性」を確保する明確な仕組みが必要であると認識しています。そのためには、計画の推進体制と評価の仕組みを強化し、実効性の高い計画の進捗管理を行っていきます。なお、今回のご意見につきましては、行政改革推進審議会を中心に、毎年度効果検証を行い、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図ることとしています。⇒P. 22～23 を参照</p>
3	全般	<p>経営判断のための意思決定ツールの構築が必要である。現在の内部体制の在り方ならびに組織風土では、効果ある計画の進行には成り得ない要素が多義にあり、従来型及び現状維持型からの脱皮が必要である。また、経営能力を含む基盤向上のために「自治体ガバナンス」の考え方を導入してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、効果的かつ効率的な行財政運営を行うためには、客観的な数値や根拠に基づく政策立案(EBPM)や、それに基づく意思決定が重要であると認識しております。評価体制を確立し、必要性や有効性につきましても改めて検証してまいります。⇒P.14、P.30を参照</p> <p>また、ご提言いただいた「自治体ガバナンス」につきましては、地域の発展のためにも必要不可欠な要素であると考えます。職員の意識改革と組織体制の充実を進め、外部委員から構成される行政改革推進審議会への進捗を逐次報告し、課題についての審議も引き続き行います。また、市民への説明責任を果たし、市民の声を市政にしっかりと反映するよう努めてまいります。⇒P.9、P.22～23を参照</p>

4	P.11 ~12	<p>「財政規律」「事業の廃止・見直し手法」「予算・事業の見直し」は計画に記載し、実質的な体制や手法を構築したものの財政面での効果に至らない自治体も多い。早期に手法を確立し、財政難の克服策の一助とすべき。また、進捗・仕組みについては、住民に適時公表すべきである。</p>	<p>3のとおり、客観的な数値や根拠に基づく政策立案(EBPM)や、それに基づく意思決定が重要であると認識しております。評価体制を確立し、必要性や有効性につきましても改めて検証してまいります。⇒P.14、P.30を参照 また、進捗等につきましても、随時公表してまいります。⇒P.23を参照</p>
5	P.12	<p>官民連携は「手段」であり「目的化」すべきでない。他自治体での財政負担増ならびに運営不備、住民サービス低下等の実績を踏まえ、その点を十分に加味すべきである。</p>	<p>官民連携はあくまで本市の課題解決のための1つの手段であると認識しております。他自治体の事例を参考に、指定管理導入施設の検証や委託の見直し等を実施します。一方で、民間企業のコスト削減や業務効率化といった課題は、自治体が抱える課題と共通しており、民間のノウハウから学ぶべきことは多くあります。財政負担、住民サービスの質、運営の安定性など、多角的なリスク評価を行いながら、官民連携に取り組みます。⇒P.12、P.16~17を参照</p>
6	P.19	<p>数値目標の根拠の明記が必要ではないか。妥当ではない目標設定は効果測定を誤る恐れがある。パフォーマンス・メジャメント(業績測定)導入し、目標と実績の比較を行い、事業の是正・見直しのサイクルを制度化し事業の有効性を判断すべき。</p>	<p>数値目標及び重要業績評価指標(KPI)の設定においては、表下に根拠を明記しています。追記が必要と判断した部分(P.19)については、追記をしました。また、実行計画策定にあたってはそれぞれアウトプット指標を設定し、年度ごとの進捗管理を行います。⇒P.18、P.19~21を参照</p>

7	P.29	<p>○歳入において、国・県支出金の割合は、令和8年約27.2%⇒令和11年約28.7%と高い比率で、実質的に確保可能な数字なのかが疑問視される。地方債においても同様。</p> <p>○歳出において、公債費は、令和8年約5.5%⇒令和11年約5.9%、繰出金は、令和8年約11.0%⇒令和11年約11.8%とほぼ横ばいで歳出額に大きな変化は見受けられない。特に繰出金は、繰出先の改善が必須要件とはいえ、財政負担の軽減のためにも、具体性ある計画の開示が必要である。</p> <p>○行革の進行過程の状況次第では、人件費の抑制を図るべき意思決定は必要な要件と成り得るものと判断する。</p>	<p>○歳入において、国・県支出金については、扶助費などの歳出見込に基づいております。また、地方債については、普通建設事業費を必要最小限に抑制することに伴い、減少を見込んでおります。</p> <p>○歳出において、公債費については、地方債の減少理由と同じく、普通建設事業費を必要最小限とすることによるものです。繰出金については、南新地土地地区画整理事業の完了による減少の一方、後期高齢者医療費の増加を見込んでおります。今後も繰出基準に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>○人件費につきましては、定員管理計画に基づき、職員や会計年度任用職員の適正配置に努めていくことで、結果として財政面へも寄与できると考えております。</p>
---	------	---	--

※該当ページは、パブリックコメント実施の際に用いた「第六次荒尾市行政改革大綱 素案」におけるページ数です。